

採 択 一〇〇三年五月二三日(安保理第四七六一回会合)

安全保障理事会は、

同理事会の従前のすべての関連する決議を想起し、

イラクの主権および領土保全を再確認し、

また、イラクの大量破壊兵器の武装解除および最終的にはイラクの武装解除を確認することの重要性を再確認し、

自由から自らの政治的将来を決定し、自らの天然資源を管理するイラク国民の権利を強調し、(中略)

すべてのイラク市民に民族、宗教または性別にかかわらず平等な権利と正義を与える、法の支配に基づいた代表政府を形成するためのイラク国民による努力を奨励し、(中略)

人道的救援、イラクの復興および代表制による統治のための国家制度と地方制度の回復と設立において、国際連合が重大な役割を果たすべきであることを決意し、(中略)

事務総長によるイラクに関する事務総長特別顧問の任命を歓迎し、

イラクの前政権により行われた犯罪および残虐行為に関する責任の所在を明らかにする必要性を確認し、(中略)

(前略)統合された司令部(当局)の下にある占領国としてのこれらの諸国の関係国際法の下での特定の権限、責任および義務を認識し、

さらに、占領国でないその他の諸国が当局の下で現在活動しており、または将来活動しうることに留意し、(中略)

イラクの情勢は、改善されたもの、引き続いた国際的平和と安全に対する脅威を構成すると認定し、

国際連合憲章第七章に基づいて行動し、

1 加盟国および関係機関に対して、制度を改革し、国家を再建する努力について、イラク国民を援助するとともに、この決議に従いイラクにおける安定と安全の状態に貢献するよう訴える。

2 以下のことができる立場にあるすべての加盟国に対して、国際連合その他の国際組織のイラクのための人道上の要請に直ちに応え、食料、医療品ならびにイラクの経済基盤の復興および復旧に必要な資源を提供することによって、イラク国民の人道に上その他の要請を満たすための支援をするよう求める。

3 加盟国に対して、犯罪および残虐行為に責任がある疑いのあるイラクの前政権の構成員に安全な避難先を提供することを拒否し、それらの者に法の裁きを受けさせる行動を支援するよう訴える。

4 当局に対して、国際連合憲章その他の関連国際法に従い、領土、実効的な統治を通じてイラク国民の福祉を促進することを求める。これには、とくに、安全で安定した状態の回復およびイラク国民が自らの政治的将来を自由に決定できる状態の創出に向けて努力することが含まれる。

5 すべての関係者に対して、とくに一九九九年のジュネーブ諸条約および一九〇七年のハーグ陸戦規則を含む国際法上の義務を完全に遵守するよう求める。

6 (略)

7 一九九〇年八月六日の決議六六八(一九九〇)の採択以降、イラク国立博物館、国立図書館およびイラク内のその他の場所から違法に持ち出されたイラクの文化財ならびに考古学的、歴史的、文化的、稀少な科学的および宗教的重要性を有するその他の物品がイラクの諸機関に安全に返還されることを容易にするために、すべての加盟国が、そのような物品および違法に持ち出されたものの合理的な疑いがある物品の取引または移動の禁止措置を設けることを含む適切な措置をとることを決定するとともに、国際連合教育科学文化機関、国際刑事警察機構その他の国際組織に対して、適当な場合に、この規定の実施を支援するよう求める。

8 事務総長に対して、イラク特別代表を任命するよう要請する。特別代表の独立した責任は、この決議の下での同代表の活動に關する理事会への定期的な報告、イラクの紛争後の過程における国際連合の活動の調整、イラクにおける人道支援および復興活動に従事する国際連合および国際組織の間の調整、ならびに当局と調整しつつ次の活動を通じてイラク国民を支援することに関与する。

(a) 国際連合諸機関による、および国際連合諸機関と非政府組織の間の人道および復興支援を調整すること。

(b) 難民および避難民の、安全で秩序ある自発的な帰還を促進すること。

(c) 国際的に承認されたイラクを代表する政府を実現する過程を容易にするために協力することを含む、代表制による統治のための国家制度および地方制度を回復および設立するための努力を促進するために、当局、イラク国民およびその他の関係者と集中的に協働すること。

(d) 他の国際組織と協力して、中心的な基盤施設の再建を促進すること。

(e) 国家組織および地方組織、また適当な場合には、市民社会、援助国および国際金融機関との調整を通じてたものを含む、経済の再建および持続的発展のための条件整備を促進すること。

(f) 基礎的な民生統治機能に貢献するための国際的な努力を奨励すること。

(g) 人権の保護を促進すること。

(h) イラクの文民警察の能力を再建するための国際的な努力を奨励すること。

(i) 法制および司法の改革を進めるための国際的な努力を奨励すること。

9 国際的に承認された代表政府がイラク国民により樹立された当局の責任を担うまでの間、イラク国民が、当局の支援および特別代表の協力を得て、自ら運営する移行行政機関としてのイラク暫定行政機構を組織することを支援する。

10 この決定およびその他の関連決議の目的を果たすために当局により必要とされるもの以外の武器および関連物資のイラクへの売却および供給に関する禁止措置を除いて、(中略)関連決議により設定されたイラクとの取引およびイラクへの金融または経済資源の提供に関するすべての禁止措置は、もはや適用しないことを決定する。

11 イラクが武装解除の義務を果たさなければならぬことを再確認し、グレートブリテン・北アイルランド連合王国およびアメリカ合衆国に対して、この点に関する自らの活動につき理事会に報告するよう懇請し、さらに(中略)国際連合監視検証査察委員会および国際原子力機関の権限を再検討する理事会の意思を



強調する。

12 イラク中央銀行に保管されるイラク開発基金が設立され、同基金の国際諮問監視理事会中略が速やかに会合を開くことを期待する。

13 さらに、イラク開発基金の資金は、当局の指示により、イラク暫定行政機構と協議の上、後記14に定められた目的のために支出されることに留意する。

14 イラク開発基金は、イラク国民の人道上の必要を満たすため、イラクの基礎施設の修復および経済再建のため、イラクの武装解除の継続のため、イラクの民政統治の費用のため、およびイラク国民に恩恵を与えるその他の目的のために、透明性のある方法で使用されることを強調する。

16 15 (略) また、事務総長に対し、中略現在実施中の「食料のための石油計画(計画)」をこの期間中に中略本部および現場の双方で終了し、次の必要な措置をとることを含め、計画の下で残されたいかなる活動の運営責任も当局に移管することを要請する。

(a) | (f) (略)

20 17 (略)

20 この決議の採択の日以降、イラクからの石油、石油製品および天然ガスのすべての輸出版売は、国際市場における最良の慣行に一致させること、また透明性を確保するために前記12に定められた国際諮問監視理事会に報告する独立の公認会計士による監査を受けることを決定し、さらに、後記21に定められる場合を除き、そのような販売から得られるすべての収益は、国際的に承認されたイラクの代表政府が適切に樹立されるまで、イラク開発基金に入金されることを決定する。

21 さらに、前記20にいう収益の5%は、決議六八七号(一九九〇)

およびそれ以降の関連決議に従って設置された賠償基金に入金され、また国際的に承認されたイラクの代表政府および国際連合賠償委員会の運営委員会が、賠償基金への支払を確保する方法に関する権限を行使して別段の決定を行わない限り、この規定は、適切に創設され、国際的に承認されたイラクの代表政府および適切な後継政府も拘束されることを決定する。

22 国際的に承認されたイラクの代表政府の樹立の意義および前記15にいうイラクの債務の再編の迅速な完了が望まれることに

留意しつつ、さらに、安全保障理事会が別段の決定を行わない限り、二〇〇七年一月三日まで、イラク原産の石油、石油

製品および天然ガスは、所有権が最初の購入者に移転するまでの間、訴訟手続から免除され、いかなる形式の差押え、債権差押えおよび執行の対象にもならないこと、すべての国が、それぞれの国内法制に基づいてこの保護を確保するために必要となるいかなる措置もとること、および、それらの売却から生じる収益および債務は、イラク開発基金と同様に、国際連合が享有するのと同等の特権免除を享有することを決定する。ただし、この特権免除は、この決議が採択された日以降に生じる石油流出を含む生息系への事故に関連して査定される損害賠償責任を果たすためにこれらの収益または債務に遡及することが必要となるいかなる法的手続に関しても適用しない。

23

(a) この決議採択の日にはイラクの領域外に所在するイラクの前政府またはその国家組織、企業もしくは機関の資金その他の金融資産または経済資産

(b) サダム・フセインまたは前イラク政権のその他の政府高官およびそれらの近親の家族の構成員それらの者または彼(女)らの代理としてもしくは彼(女)らの指示により行動する者により、直接または間接に、所有または支配される団体も含む)によりイラク領外に持ち出されたまたは獲得された資金その他の金融資産または経済資産

以上のいずれかが国内に存在するすべての加盟国は、それらの資金その他の金融資産または経済資産を遅滞なく凍結し、また、これらの資金その他の金融資産または経済資産自体が、これまで司法、行政または仲裁上の担保または判決の対象となつていない限り、直ちにイラク開発基金に移管するものとし、移管された資金その他の金融資産に対する民間の個人または非政府団体による請求は、別段の定めがない限り、国際的に承認されたイラクの代表政府に対して行うことができると了解すること

を決定する。さらに、そのようなすべての資金その他の金融資産または経済資産は、22に基づいて与えられるのと同様の特権免除および保護を享有することを決定する。

24 (略)

17 (略)

